

特別児童扶養手当

精神又は身体に障害を持つている20歳未満のお子さんの面倒を見ていらつしゃれば、受けられる可能性があります。ただし、請求の手続きをしない限りは受けられません。

障害について

- ・障害の種類や程度は、法律などで定められています。
- ・診断書（福祉係窓口備え付けの様式）で判定されます。
- ・身体障害者手帳や療育手帳をお持ちの場合は、窓口にお申し出ください。



この制度は、三隅町に住所を有する重度心身障害者、三歳未満児（歯科のみについては、義務教育就学前児）、母子家庭等の医療費の一部を助成するという制度です。受給者に認定されますと、医療機関で受診する際に「健康保険証」と「福祉医療費受給者証」を提示

福祉医療費助成制度

すれば自己負担額が免除となります。制度の内容は次のとおりです。

◎重度身障者医療費助成制度

- ①対象者
 - ・国民年金法施行令別表一級程度の障害を有する者
 - ・身障手帳三級以上の所持者
 - ・療育手帳Aの所持者
- ②所得要件
 - ・老齢福祉年金の本人所得制限を越えない者
- ③更新時期
 - ・七月一日

◎乳幼児医療費助成制度

- ①対象者
 - ・三歳未満児（歯科については義務教育就学前児）
- ②所得要件
 - ・市町村民税所得割額70,000円以下の世帯（対象児童の父母の合算額）
- ③更新時期
 - ・八月一日

◎母子家庭医療費助成制度

- ①対象者
 - ・十八歳までの児童を養育する母子家庭の母及び当該児童
 - ・父母のいない児童
- ②所得要件
 - ・市町村民税所得割非課税世帯
- ③更新時期
 - ・八月一日

※すべての手続きは、民生課福祉係でおこなっております。
 (☎ 43-0211)

